

7月の税務カレンダー

- ☆所得税予定納税額の減額申請・・・7/15
- ☆所得税の予定納税額の納付(第1期分)
- ☆固定資産税の第2期分の納付
- ☆6月分源泉所得税住民税の納税(納期の特例
適用者は1月～6月分)・・・7/10
- ☆平成27年5月決算法人の確定申告
- ☆11月決算法人の中間申告(法人・消費)



【税務耳より情報】

所得税予定納税の減額承認申請制度

個人の所得税では、確定申告を3月15日までに申告書を提出し、その年の所得税の納税額が15万以上(譲渡所得税など特別な所得を除く)ですと予定納税をそれぞれ今年の7月と11月に前年の納税額の1/3相当額を支払うことが必要になります。(予定納税制度)。

今年、休業、廃業、業況不振により、その年の納税額が前年の納税額をかなり下回ることが見込まれる場合には、7月15日までに申請をすると予定納税額が減免されます。

該当される方は、熊谷事務所各担当者にお尋ねください。

《ちょっとランチタイム》

今回は、リンデンバームさん(群馬県藤岡市立石 572-2)の欧風レストラン(電話 0274-42-4135)です。(定休 月曜日)

八高線北藤岡駅近くの山小屋風の建物です。アラカルトからコースまでメニューが豊富ですが、この日食べたのは、日替わりランチです。パン、サラダ、メインディッシュ、デザート、飲み物が付きます。席から八高線の駅が見えて、ゆっくり電車を見ながらランチするものんびりしているものです。ちょっと豪華なランチにするのであれば、コース料理もお勧めです。お店は、ほとんど女性客でいっぱいです。



《社労士法人よりお知らせ》

労働保険年度更新・納付は7月10日まで

毎年、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続きが必要です。これを年度更新と言います。労働保険事務組合に依頼していない(労働局から直接申告書が届いた)事業所については、6月1日～7月10日までの間に行ってください。

労働保険料は、毎年4月1日～翌年3月31日までの1年間を単位とし、その間ですべての労働者(雇用保険については被保険者)に支払われる賃金の総額に、その事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。建設業など一部計算式が異なる場合もありますので、不明な点がありましたら、会計担当者へ連絡して下さい。

社会保険算定基礎届の提出は7月10日まで

毎年1回、7月1日現在のすべての被保険者の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」の提出をします。この「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則1年間(9月～翌年8月まで)は固定され、納めていただく保険料の計算や、将来受け取る年金額等計算の基礎となります。

提出期間は平成27年7月1日～7月10日までです。現在は郵送がほとんどですが、

日本年金機構から届いた算定基礎届書類の中に、別途受付日程が書かれている場合は、その指定された日時に指定の場所に持参します。

用紙は複写式ではない為、コピーをして提出することをお勧めします。

なお、提出代行も可能ですので、依頼される場合は会計担当者へお申し出ください。

【職員紹介】熊谷事務所 2課 谷津治美

☆誕生日 2月2日 ☆みずがめ座 ☆AB型 ☆趣味:野菜作り・旅行

6月1日に入社しました、谷津と申します。若くなくても新人です。良く、「ヤツ」と言われますが、「タニツ」と読みますので、皆さんもお間違えないようお願いいたします。

生まれも育ちも秩父で、毎日秩父より通勤しています。秩父には、秩父夜祭、札所巡り、秩父神社、三峰神社、宝登山神社、などなど、本当に自然あふれる魅力のある場所やパワースポットと呼ばれている場所がたくさんありますので、是非いらしてください。

入社して間もないので、今は日々の業務をこなすのが精一杯ですが、早く皆さんのお役に立てればと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。